

【計算例 ケース1】

個人市・県民税額の計算例(Aさん 45歳(給与収入)の場合)

家族構成:妻(45歳):合計所得金額0円、子(20歳、14歳)

給与収入:7,000,000円

支払った社会保険料:700,000円

支払った生命保険料(新契約・一般):100,000円

支払った生命保険料(新契約・介護):100,000円

支払った地震保険料:10,000円

所得計算

給与所得:7,000,000円 \times 0.9-1,100,000円=5,200,000円・・・①

(注意)給与収入額によって計算方法が異なります。

所得から差し引く額の計算(所得控除)

社会保険料控除:700,000円

生命保険料控除:56,000円(内訳:新契約・一般...28,000円、新契約・介護...28,000円)

地震保険料控除:5,000円

配偶者控除:330,000円

扶養控除:450,000円(20歳・特定扶養親族)(14歳は年少扶養親族のため控除額なし)

基礎控除:430,000円

所得控除計:1,971,000円・・・②

税額控除前所得割額の計算

課税所得金額:①5,200,000円-②1,971,000円=3,229,000円・・・③

税率:市民税...6%、県民税...4%

市民税税額控除前所得割:③3,229,000円 \times 6%=193,740円・・・④

県民税税額控除前所得割:③3,229,000円 \times 4%=129,160円・・・⑤

調整控除の計算

③の金額が200万円を超える場合

1. {人的控除の差の合計-(③-200万円)} \times 5%(市民税3%+県民税2%)={28万円-(③3,229,000-200万円)}=-949,000円 \Rightarrow 5万円 \times 5%

※計算した額が5万円を下回る場合は5万円

人的控除の差額

所得税控除-住民税控除=差額

配偶者控除:38万円-33万円=5万円

特定扶養控除(特定扶養親族):63万円-45万円=18万円

基礎控除:48万円-43万円=5万円

合計額:28万円

市民税調整控除額:5万円 \times 3%=1,500円・・・⑥

県民税調整控除額:5万円 \times 2%=1,000円・・・⑦

所得割額の計算

市民税所得割額: ④193,740 円 - ⑥1,500 円 = 192,200 円 (100 円未満切り捨て) ……⑧

県民税所得割額: ⑤129,100 円 - ⑦1,000 円 = 128,100 円 (100 円未満切り捨て) ……⑨

年税額の計算

市民税額: 3,500 円 (均等割) + ⑧192,200 円 = 195,700 円

県民税額: 2,000 円 (均等割) + ⑨128,100 円 = 130,100 円

合計額: 325,800 円